２高福第３６２号

令和２年５月２８日

各高齢者施設等管理者様

愛知県福祉局高齢福祉課長

（公印省略）

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染防止の継続等について

（依頼）

　高齢者施設等管理者の皆様におかれましては、これまで感染拡大防止対策を講じながら、事業を継続していただき感謝申し上げます。

　本県では、５月３１日までとしていた県独自の「愛知県緊急事態宣言」を５月２６日に解除しました。

　しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の恐れが完全になくなったわけではありません。特に感染した場合の重症化リスクが高い高齢者の方々の支援を担っていただいている高齢者施設におかれましては、引き続き感染拡大の防止を図っていただくことが必要となります。

つきましては、令和２年４月７日付け厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その２）」及び令和２年４月２４日付け事務連絡「介護サービス事業所によるサービス継続について」に基づき、引き続き感染防止に努めていただくようお願いします。

　今後、万が一、利用者・職員に感染者が発生した場合においては、これまでと同様に感染者に接触した方の特定や関係機関への連絡等を速やかに行う必要がありますので、着実に実施できるよう現在の初動体制を維持するなど、適切に対応していただくようお願いします。

　なお、感染者が判明したり、ＰＣＲ検査の受検が決まったなどの場合には、速やかに高齢福祉課まで報告していただきますようお願いします。

また、６月、７月の土曜・休日につきましては、福祉総務課まで（午前９時から午後５時までは電話［０５２－９５４－６２５７］、午後５時から翌日の午前９時まではメール［fukushi-corona-houkoku@pref.aichi.lg.jp］により）連絡をお願いします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担　当　施設グループ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話　０５２—９５４—６２８７

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担　当　介護保険指定・指導グループ

電　話　０５２—９５４—６２８９